

# 消費者被害注意情報

202001号

## 新型コロナウイルス感染症関連 悪質な商法や生活に対する注意喚起！第2弾

### 相談事例

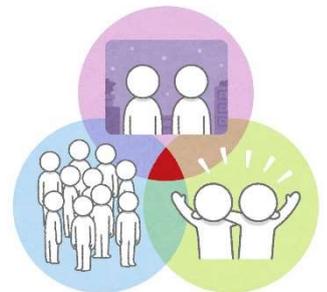
封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅配便で届いたが、全く心当たりがない。請求書は入っていないが、今後どうすればいいか。

### 対応要領

送り付け商法の疑いがあります。売買契約は成立しないと思われるので、お金を振り込んではいけません。慌てて事業者に連絡せず、まずは、家族に確認しましょう。未使用の状態ですら14日間保管したのちは自由に処分することができます。



密閉×



密集×

密接×

- ◆ 国から1住所あたり2枚ずつ配付される布製マスクは、お知らせ文と一緒に透明の袋に入っています。各自治体が独自に配付している場合もあります。
- ◆ 行政機関をかたり、布製マスクの配付を理由に個人情報を読み出す、いわゆる「アポ電」がかかってくる可能性がありますので注意しましょう。
- ◆ マスクに関しては多くの相談や苦情が寄せられています。今後、不足している消毒液、手作り製マスクを作るための布（不織布やガーゼ等）や、ゴム類等に関しても誤った情報が飛び交うおそれがあります。不審に感じたら、最寄りの消費生活センター等にご相談ください。

### 注意事項

- ・ マスクを自作販売されるケースがありますが、高額での転売は規制されていますのでご注意ください！
- ・ 新型コロナウイルス感染症の予防効果や除菌効果をうたった消毒液などの効果については不明な点が多いのでご注意ください。

### 消費者センターからのお知らせ

島根県消費者センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来所による相談を休止しています。消費生活に関する相談は、電話またはFAX、電子メールでお願いします。  
島根県消費者センター（電話0852-32-5916,FAX0852-32-5918）石見地区相談室（電話0856-23-3657,FAX0856-23-3657）

